

『建築職 総まとめ講座 建築計画・建築法規』(KU13270) 訂正表

2016年03月04日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
		誤	正	
P. 70	表 2.2 「仮使用の承認申請」 提出先	特定行政庁 又は建築主事	特定行政庁 又は建築主事 <u>又は指定確認検査機関</u>	2016/03/04
P. 78	6 防災区分 ①面積区分 1 行目	原則として床面積 <u>1500m²</u> ごとに区分する。	原則として床面積 <u>1500m²以内</u> ごとに区分する。	2016/03/04
P. 78	6 防災区分 ④高層部分の区分 1 行目	11 階以上の部分は原則として <u>100m²</u> ごとに区分する。	11 階以上の部分は原則として <u>100m²以内</u> ごとに区分する。	2016/03/04
P. 78	6 防災区分 ④高層部分の区分 1 行目	内装を不燃材料とすれば <u>500m²</u> ごとに緩和される (さらにスプリンクラーを設ければ 1000 m ² となる)。	内装を不燃材料とすれば <u>500m²以内</u> ごとに緩和される (さらにスプリンクラーを設ければ 1000 m ² となる)。	2016/03/04
P. 81	1~2 行目	排煙設備を有する <u>附室</u> を通じて連絡すること。	排煙設備を有する <u>付室</u> を通じて連絡すること。	2016/03/04
P. 81	3 行目	④ 階段室および <u>附室</u> の天井および壁の室内に面する部分は、	④ 階段室および <u>付室</u> の天井および壁の室内に面する部分は、	2016/03/04
P. 85	[No. 31] 問題 肢C	C 火災時の階段室の安全性を高めるため、直通階段と廊下の間に <u>附室</u> を設けた。	C 火災時の階段室の安全性を高めるため、直通階段と廊下の間に <u>付室</u> を設けた。	2016/03/04
P. 87	[No. 25] 解説 肢3	3 × エスカレーターは、避難路、階段としては危険なので認められない。	3 × エスカレーターは、避難路、 <u>避難</u> 階段としては危険なので認められない。	2016/03/04
P. 88	[No. 31] 解説 肢C	C ○ そのとおり。避難時に階段が人であふれないようにするために、 <u>附室</u> が必要である。	C ○ そのとおり。避難時に階段が人であふれないようにするために、 <u>付室</u> が必要である。	2016/03/04
P. 90	1 容積率 (1)	(1) 住宅の地階に関わる容積率算定上の特例 次の条件を満たす住宅の地階の床面積は、住宅の用途に供する部分の床面積の合計の 1/3 を限度として、延べ面積に算入しない。 ① 住宅の用途に供する地階であること。	(1) 住宅と老人ホーム等の地階に関わる容積率算定上の特例 次の条件を満たす住宅と老人ホーム等の地階の床面積は、用途に供する部分の床面積の合計の 1/3 を限度として、延べ面積に算入しない。 ① 住宅と老人ホーム等の用途に供する地階であること。	2016/03/04
P. 90	1 容積率 (2) 1 行目	共同住宅の共用廊下または共用階段の床面積は、容積率算定上の延べ面積に算入しない。	昇降機の昇降路の部分または共同住宅の共用廊下もしくは共用階段の床面積は、容積率算定上の延べ面積に算入しない。	2016/03/04
P. 92	23 行目	1 × 用途地域の指定のない区域内の建築物についても、容積率の制限を受ける (法 52 条 1 項 <u>6 号</u>)	1 × 用途地域の指定のない区域内の建築物についても、容積率の制限を受ける (法 52 条 1 項 <u>7 号</u>)	2016/03/04
P. 92	30 行目	6 ○ そのとおり。地階の天井が地盤面の高さ 1 m 以下である住宅の地階の床面積は、住宅の用途に関する床面積の合計の 1/3 を超えた場合、延べ面積に算入する (<u>令 2 条 1 項 2 号</u>)。	6 ○ そのとおり。地階の天井が地盤面の高さ 1 m 以下である住宅の地階の床面積は、住宅の用途に関する床面積の合計の 1/3 を超えた場合、延べ面積に算入する (<u>法 52 条 3 項</u>)。	2016/03/04

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitai>)に掲載された日付です。